

第 1 章 第 6 期江戸川区障害福祉計画及び第 2 期江戸川区障害児福祉計画の概要

1 第 6 期江戸川区障害福祉計画及び第 2 期江戸川区障害児福祉計画について

(1) 策定の趣旨

区では、平成 14 年（2002 年）7 月に「江戸川区長期計画（えどがわ新世紀デザイン）」を策定し、そこに示された基本構想・基本計画に基づく実施計画により、地域で暮らす全ての方が障害の有無によって分け隔てることなく、相互に尊重し合いながら共生する社会の環境づくりを進めてきました。

また、国の動向を踏まえ、「江戸川区障害者計画」、「江戸川区障害福祉計画」、「江戸川区障害児福祉計画」を策定し、障害者施策を進めてきました。

こうした動きの中で、「第 5 期江戸川区障害福祉計画」及び「第 1 期江戸川区障害児福祉計画」（以下、「第 5 期計画」という。）が最終年次（令和 2 年度（2020 年度））を迎えたことから、新たに「第 6 期江戸川区障害福祉計画」及び「第 2 期江戸川区障害児福祉計画」を策定します。

(2) 計画の位置づけ

第 6 期江戸川区障害福祉計画は、障害者総合支援法第 88 条第 1 項の規定に基づき、また、第 2 期江戸川区障害児福祉計画は、児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項に基づき、国が定める基本指針（以下、「国の基本指針」という。）に即して策定する「市町村障害福祉計画及び障害児福祉計画」です。

各種サービス（障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業及び児童福祉法に基づく障害児通所支援、障害児相談支援）の提供体制を確保することを主な目的としています。

(3) 計画期間

本計画の期間は、国の基本指針により令和3年度(2021年度)から5年度(2023年度)までの3年間とします。

計画名／年 度	30 2018	R 1 2019	2 2020	3 2021	4 2022	5 2023	6 2024	7 2025	8 2026	9 2027
障 害 福 祉 計 画										
障 害 児 福 祉 計 画										
障 害 者 計 画										
基本構想・基本計画										

第5期 第1期 (2018-2020)

第6期 第2期 (2021-2023)

第7期 第3期以降 (2024-2027)

平成24年度(2012年度)～令和3年度(2021年度)

平成24年度(2012年度)～令和3年度(2021年度)

(4) 計画の対象

本計画は、障害者総合支援法第4条第1項に規定する障害者、児童福祉法第4条第2項に規定する障害児を対象としています。

＜障害者の定義＞ 18歳以上で、以下に該当する者

種別	定義（障害者総合支援法第4条第1項）
身体障害者	身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者
知的障害者	知的障害者福祉法にいう知的障害者
精神障害者 （発達障害者含む）	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者（発達障害者支援法第2条第2項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。）
難病等の患者	治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって、政令で定めるものによる障害の程度が、厚生労働大臣が定める程度である者

＜障害児の定義＞18歳未満で、以下に該当する者

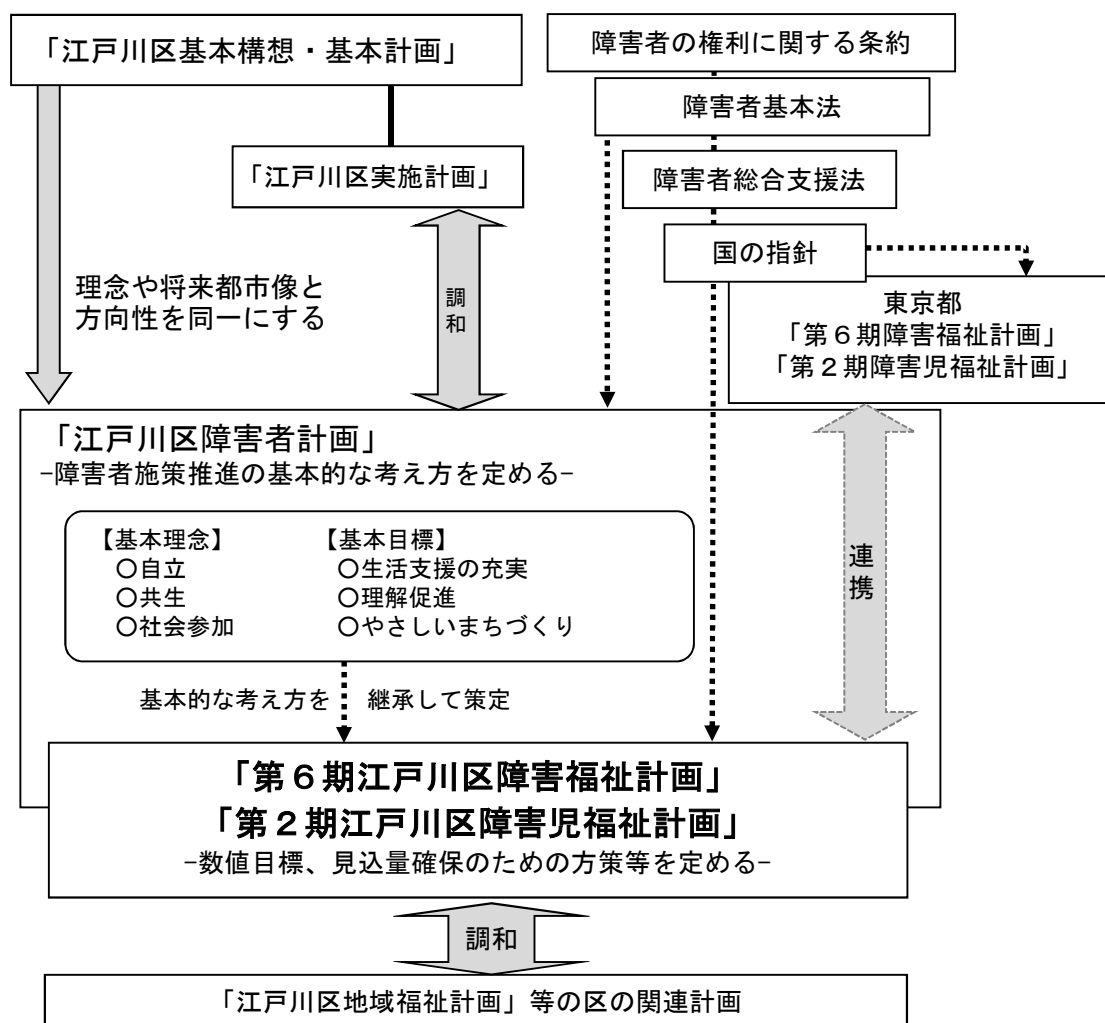
種別	定義（児童福祉法第4条第2項）
身体障害児	身体に障害のある児童
知的障害児	知的障害のある児童
精神障害児 （発達障害児含む）	精神に障害のある児童 （発達障害者支援法第2条第2項に規定する発達障害児を含む。）
難病等の児童	治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって、障害者総合支援法第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が、同項の厚生労働大臣が定める程度である児童

（５）策定の考え方

本計画は、国の基本指針に即して策定するとともに、以下の関連計画等との調和と整合の下に、策定しています。

- ・ 障害者の権利に関する条約の理念を尊重する。
- ・ 「江戸川区基本構想・基本計画」の理念や将来都市像と方向性を同一にする。
- ・ 上位計画である「江戸川区障害者計画」（根拠法令：障害者基本法第 11 条第 3 項）の基本的な考え方（基本理念、基本目標）を継承する。
- ・ 共生社会の実現に向けた区の S D G s の取り組みとの調和を図る。（４頁参照）
- ・ 「江戸川区地域福祉計画」（根拠法令：社会福祉法第 107 条）、「江戸川区熟年しあわせ計画及び介護保険事業計画」（根拠法令：老人福祉法第 20 条の 8、介護保険法第 117 条）、「江戸川区子ども・子育て支援事業計画」（根拠法令：子ども・子育て支援法第 61 条）等の関連する区の他計画との調和を保つ。
- ・ 東京都の「第 6 期障害福祉計画」「第 2 期障害児福祉計画」との連携を図る。

＜本計画策定の全体像＞



SDGs（エス・ディー・ジーズ）

「SDGs（エス・ディー・ジーズ）」とは、「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称です。

17 の目標と 169 のターゲットから構成されており、「誰一人取り残さない」社会の実現に向けて、経済、社会、環境の3つの側面のバランスの取れた持続可能な開発を目指しています。

江戸川区は、誰もが安心して自分らしく暮らせる共生社会の実現に向けてSDGsに積極的に取り組んでいます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



参考 障害者の権利に関する条約

「障害者の権利に関する条約」（障害者権利条約）は、障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置等について定める国際条約で、平成 18 年（2006 年）12 月に国連総会において採択されました。主な内容は、障害に基づくあらゆる差別の禁止、障害者が社会に参加し、包容されることを促進する等です。

日本は、平成 19 年（2007 年）に条約に署名し、障害者基本法の改正等の法整備を経て、平成 26 年（2014 年）1 月 20 日に批准書を寄託し、同年 2 月 19 日に条約は、効力を発生しました。

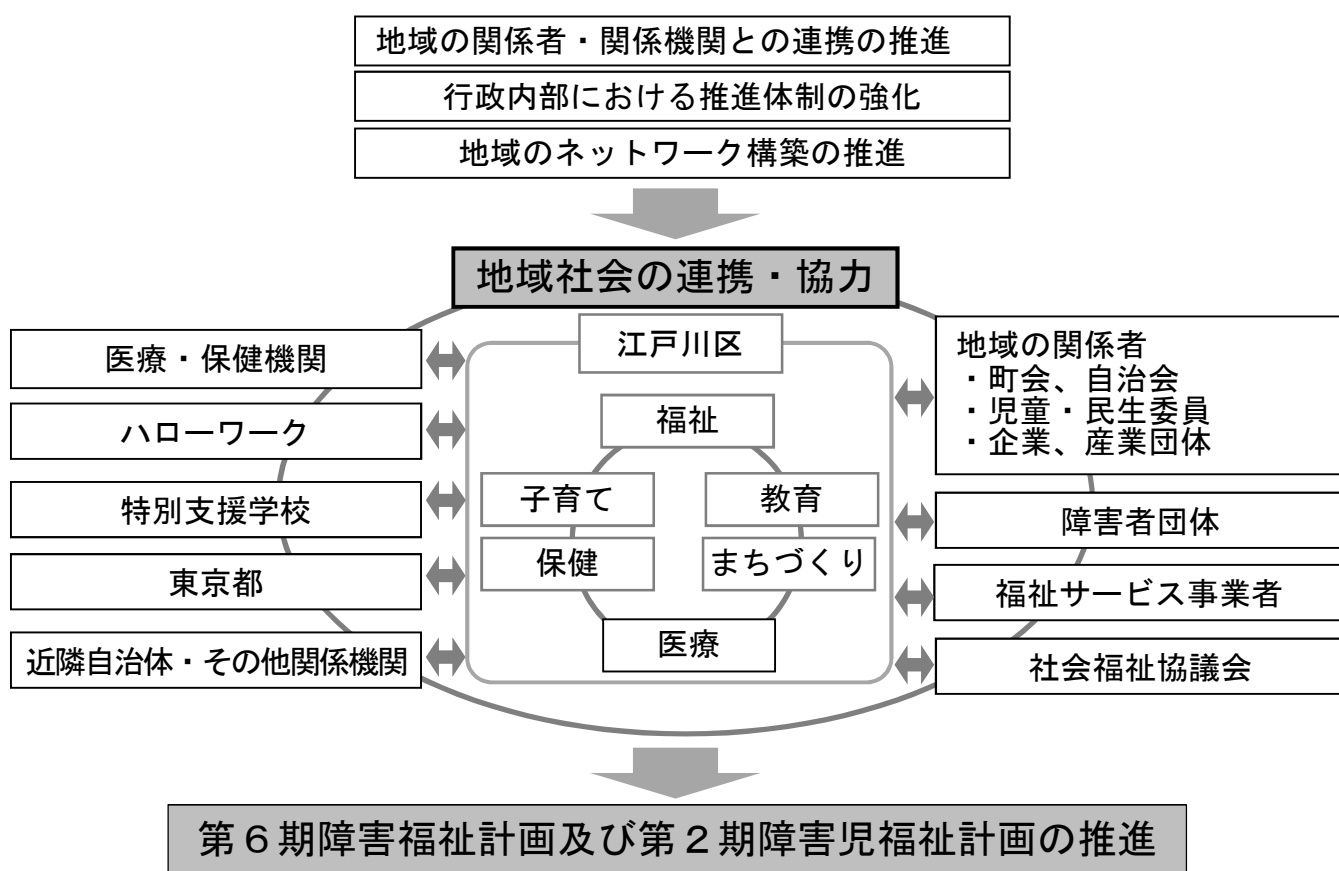
（６）計画の推進に向けて

① 関係機関等との連携の推進

本計画は、福祉・保健・医療等のさまざまな関連分野に渡るものであり、各関係機関や地域が連携を図りながら、総合的に取り組みを進めていくことが重要です。

計画の推進に向けて、地域の関係者・関係機関との連携や行政内部における推進体制の強化等により、地域のネットワーク構築を推進し、サービス提供体制の確保を図ります。

<地域社会のネットワークと連携のイメージ>



② PDCAサイクルの実施

国の基本指針に基づき、本計画に定める目標等について、年に１回、その実績を把握し、障害者施策や関連施策の動向を踏まえて、評価・分析を行います。サービスごとの利用実績値については単年度ごとに確認し、見込量との差異を評価します。差異が大きい場合は、サービス供給量の調整あるいは、見込量の変更等について検討します。

2 関係法令等の制定・改正状況

前期計画の策定以降、以下のような制度等が制定されています。

■ 国「障害者基本計画（第4次）」の策定（平成30年（2018年）3月）

計画期間は平成30年度（2018年度）～令和4年度（2022年度）。計画の基本的方向として、①社会のバリア（社会的障壁）除去をより強力に推進、②障害者権利条約の理念を尊重し、整合性を確保、③障害者差別の解消に向けた取り組みを着実に推進、④着実かつ効果的な実施のための成果目標の充実などが示されました。

■ 東京都差別解消条例の制定（平成30年（2018年）10月）

正式名称は「東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例」。全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的に「障害を理由とする差別の解消に関する法律」（障害者差別解消法）が平成28年（2016年）4月1日に制定されたことを受け、差別解消の取り組みをさらに推進するため、平成30年（2018年）10月1日に制定されました。

■ 「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」の成立

（平成30年（2018年）6月施行）

障害のある方による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、文化芸術活動を通じた障害のある方の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目指しています。

■ 「ユニバーサル社会実現推進法」の成立（平成30年（2018年）12月施行）

正式名称は「ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律」。この法律では「ユニバーサル社会」を、障害の有無、年齢等にかかわらず、国民一人一人が、社会の対等な構成員として、その尊厳が重んぜられるとともに、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会の確保を通じてその能力を十分に発揮し、もって国民1人1人が相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する社会と定義しています。ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策を総合的かつ一体的に推進することを目指しています。

■ 「読書バリアフリー法」の施行（令和元年（2019 年） 6 月施行）

正式名称は「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」。障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的として、視覚障害者等（＝視覚障害、発達障害、肢体不自由等の障害により、書籍について、視覚による表現の認識が困難な方）の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進することを目指しています。

■ 「障害者の雇用の促進等に関する法律」の一部改正

（令和 2 年（2020 年） 4 月施行）

障害者雇用を一層促進するため、自ら率先して障害のある方を雇用するよう努めることが国及び地方公共団体の責務と位置付けられました。また、民間事業者における短時間労働以外の労働が困難な状況にある障害のある方の雇用の支援、国及び地方公共団体における障害のある方の雇用状況についての的確な把握等に関する措置を規定しています。

■ 「バリアフリー法」の一部改正（令和 3 年（2021 年） 4 月施行）

正式名称は「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」。公共交通事業者など施設設置管理者におけるソフト対策の取り組み強化とともに、国民に向けた広報啓発の取り組み促進を規定しています。また、今回新たに市町村等による「心のバリアフリー」の推進に関する事項が追加されました。

参考 心のバリアフリー

様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うことです（「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画（2017 年 2 月ユニバーサルデザイン 2020 関係閣僚会議決定）」より）。

そのためには、一人一人が具体的な行動を起こし継続することが必要です。各人がこの「心のバリアフリー」を体現するためのポイントは、「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」では、以下の 3 点とされています。

- （1）障害のある人への社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという「障害の社会モデル」を理解すること。
- （2）障害のある人（及びその家族）への差別（不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供）を行わないよう徹底すること。
- （3）自分とは異なる条件を持つ多様な他者とコミュニケーションを取る力を養い、すべての人が抱える困難や痛みを想像し共感する力を培うこと。

■ 「電話リレーサービス法」の成立（令和２年（2020 年）６月施行）

正式名称は「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律」。国による基本方針の策定と、聴覚障害者が手話通訳者などを介して連絡を取る「電話リレーサービス」（パソコンやスマホの画面を通じて手話や文字で発信し、通訳が通話先にその内容を伝えるもの）を制度化し、交付金制度の創設を定めています。

■ 地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部改正

（令和３年（2021 年）４月施行）

地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、市町村の包括的な支援体制構築の支援などの措置の規定が追加されました。

■ 第６期障害福祉計画及び第２期障害児福祉計画に係る基本指針

令和２年（2020 年）５月には、本計画の指針となる「第６期障害福祉計画及び第２期障害児福祉計画に係る基本指針」が示されました。

<基本指針見直しの主なポイント>

令和２年５月19日 厚生労働省「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針の一部改正について（通知）」より

障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針の一部改正について（概要）

1 告示の趣旨

障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成29年厚生労働省告示第116号。以下「基本指針」という。）は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第87条第1項及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の19第1項の規定に基づき、市町村及び都道府県が障害福祉計画及び障害児福祉計画を定めるに当たっての基本的な方針を定めるものである。

現行の基本指針は、市町村及び都道府県が平成30年度から令和2年度までの第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画を作成するに当たって、即すべき事項を定めているところである。

今般、直近の障害保健福祉施策の動向等を踏まえ、市町村及び都道府県が令和3年度から令和5年度までの第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画を作成するに当たって、即すべき事項を定めるため、基本指針について必要な改正を行ったものである。

2 主な改正内容

(1) 基本的理念に係る事項の見直し

- ① 入所等から地域生活への移行について、日中サービス支援型指定共同生活援助により常時の支援体制を確保すること等により、地域生活を希望する者が地域での暮らしを継続することができるような体制を確保する旨を記載する。
- ② 引き続き地域共生社会の実現に向け、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作りや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域の実態等を踏まえながら、包括的な支援体制の構築に取り組む旨を記載する。
- ③ 障害福祉サービス等の提供を担う人材を確保するため、研修の実施、多職種間の連携の推進、障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等に、関係者が協力して取り組むことが重要である旨を記載する。
- ④ 障害者の社会参加を促進するため、多様なニーズを踏まえ、特に障害者の文化芸術活動の推進や、視覚障害者等の読書環境の計画的な整備の推進を図る旨を記載する。

(2) 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方に係る事項の見直し

強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者に対する支援体制の充実や、アルコール、薬物及びギャンブル等をはじめとする依存症対策を推進する旨を記載する。

(3) 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方に係る事項の見直し

- ① 相談支援体制に関して、各地域において検証・評価を行い、各種機能の更なる強化・充実に向けた検討を行うことが必要である旨を記載する。
- ② 発達障害者等に対する支援に関して、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の支援体制を確保すること及び発達障害の診断等を専門的に行うことができる医療機関等を確保することが重要である旨を記載する。

(4) 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方に係る事項の見直し

- ① 児童発達支援センターについて、地域支援機能を強化することにより地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進することが重要である旨を記載する。
- ② 障害児入所施設に関して、ケア単位の小規模化の推進及び地域に開かれたものとする必要がある旨を記載するとともに、入所児童の18歳以降の支援の在り方について必要な協議が行われる体制整備を図る必要がある旨を記載する。
- ③ 保育、保健医療、教育等の関係機関との連携に関して、
 - ・ 障害児通所支援の実施に当たって、学校の空き教室の活用等の実施形態を検討する必要がある旨
 - ・ 難聴児支援に当たって、児童発達支援センターや特別支援学校（聴覚障害）等を活用した難聴児支援のための中核的機能を有する体制確保等が必要である旨を記載する。

- ④ 特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備に関して、
- ・ 重症心身障害児や医療的ケア児の支援に当たって、その人数やニーズを把握する必要がある旨
 - ・ 重症心身障害児や医療的ケア児が利用する短期入所の実施体制の確保について、家庭的環境等を十分に踏まえた支援や家族のニーズの把握が必要である旨及びニーズの多様化を踏まえ協議会等を活用して役割等を検討する必要がある旨
 - ・ 医療的ケア児の支援に係るコーディネーターに求められる具体的な役割（入院中からの退院支援、個々の発達段階に応じた発達支援等）を記載する。

（５） 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標の設定

① 福祉施設の入所者の地域生活への移行

令和元年度末時点の施設入所者数の６％以上が地域生活へ移行すること、令和５年度末時点の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から１．６％以上削減することを基本とする。

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・ 精神障害者の精神病床から退院後１年以内の地域における生活日数の平均を３１６日以上とすることを基本とする。
- ・ 令和５年度末の精神病床における１年以上の長期入院患者数（６５歳以上・未満）の目標値を、国が提示する推計式を用いて設定する。
- ・ 精神病床における早期退院率に関して、入院後３ヶ月時点の退院率については６９％以上、入院後６ヶ月時点の退院率については８６％以上及び入院後１年時点の退院率については９２％以上とすることを基本とする。

③ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

地域生活支援拠点等について、令和５年度末までの間、各市町村又は各圏域に１つ以上確保しつつ、その機能の充実のため、年１回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。

④ 福祉施設から一般就労への移行等

- ・ 令和５年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を令和元年度実績の１．２７倍以上とすることを基本とする。
- ・ 併せて、就労移行支援事業、就労継続支援Ａ型事業及び就労継続支援Ｂ型事業のそれぞれに係る移行者数の目標値を定めることとし、それぞれ令和元年度実績の１．３０倍以上、概ね１．２６倍以上及び概ね１．２３倍以上を目指すこととする。
- ・ 令和５年度における就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者のうち７割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。
- ・ 就労定着支援事業所のうち就労定着率が８割以上の事業所を全体の７割以上とすることを基本とする。
- ・ このほか、大学在学中の学生の就労移行支援事業の利用促進、就労継続支援事業等における農福連携の取組の推進及び高齢障害者に対する就労継続支援Ｂ型事業等による支援の実施等を進めることが望ましい旨を記載する。

⑤ 障害児支援の提供体制の整備等

- ・ 令和5年度末までに児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1ヵ所以上設置することを基本とする。
- ・ 令和5年度末までに児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施する等により全ての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。
- ・ 令和5年度末までに各都道府県において、難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保することを基本とする。
- ・ 令和5年度末までに主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は各圏域に少なくとも1ヵ所以上確保することを基本とする。
- ・ 令和5年度末までに 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

⑥ 相談支援体制の充実・強化等

令和5年度末までに各市町村又は各圏域において総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。

⑦ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

令和5年度末までに都道府県及び市町村において障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築することを基本とする。

(6) その他

障害者の芸術文化活動支援による社会参加等の促進に関して、都道府県による障害者の文化芸術活動を支援するセンターの設置及び広域的な支援を行うセンターの設置を推進する旨を記載する。

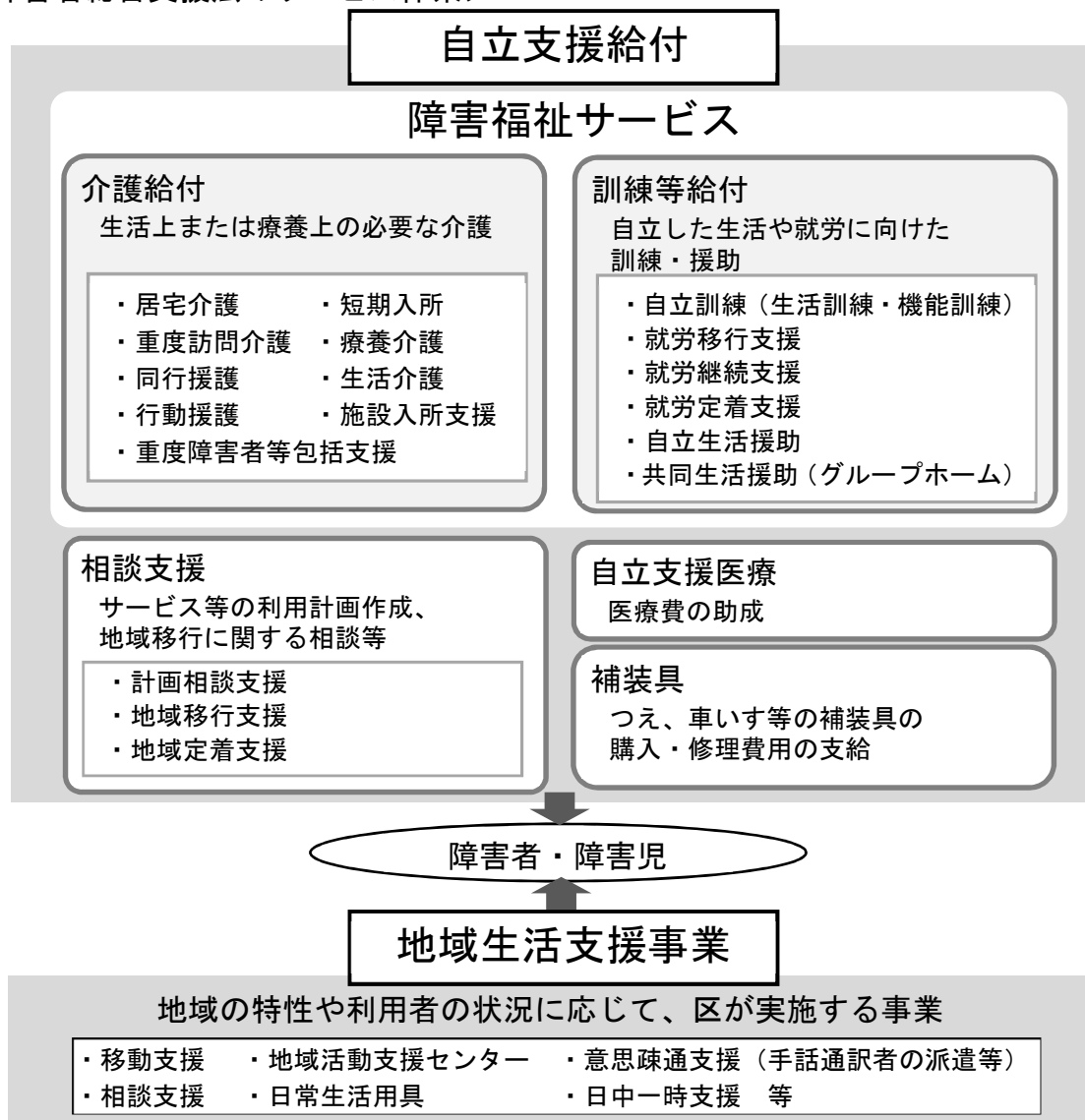
また、(5)に掲げる目標の設定に伴い、必要な活動指標を設定する。

3 サービス体系

障害者総合支援法のサービスは、「自立支援給付」と「地域生活支援事業」で構成されています。

なお、障害児は、障害者総合支援法と児童福祉法のサービスが対象となります。

<障害者総合支援法のサービス体系>



<児童福祉法のサービス体系>

